

令和 8 年度（2026 年度） 松本市職員採用資格試験要綱【6 月試験】

この試験は、松本市職員の採用候補者を決定するために行うものです。

| | | | |
|--------|-----------------------------------|----|-----------|
| 申込受付期間 | 5月15日(金) ~ 6月15日(月) 【最終日 17:00まで】 | | |
| 試験日 | 6月28日(日) | 会場 | 勤労者福祉センター |

1 試験の種類、区分、採用予定人員、受験資格

| 試験の種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験資格 |
|--------|--|---|--|
| 大学卒業程度 | 行政A | 50名程度 | 平成12年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、 <u>大学・大学院を卒業見込みの人</u> 【満22歳から満26歳まで】 |
| | 行政B | | 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人【満22歳から満35歳まで】 |
| | 行政C | | 【小論文試験枠】平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、 <u>同一の民間企業等(非常勤含む)に3年以上継続する勤務経験のある人又は令和8年3月31日時点で3年以上継続する勤務経験が見込まれる人</u> 【満25歳から満35歳まで】 専門試験免除、小論文実施 |
| | 行政D | | 【障がい者枠】平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、次の要件を満たす人【満22歳から満35歳まで】 ・事務職として職務の遂行が可能であること ・活字印刷文による出題(筆記試験)に対応できること |
| | 行政E | 2名程度 | 【学芸員枠】平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、すでに学芸員の資格(主に文献史、日本史、建築史、地質学、動植物等に関する知識を有する人)を有する人又は当該資格を取得見込みの人【満22歳から満35歳まで】 専門試験免除、小論文実施 |
| | 行政F | 2名程度 | 【図書館司書枠】平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、すでに図書館司書の資格を有する人又は当該資格を取得見込みの人【満22歳から満35歳まで】 専門試験免除、小論文実施 |
| | 建築 化学 電気 機械 | 10名程度 | 昭和61年4月2日から平成19年4月1日までに生まれ、大学・高専卒業程度の学力を有する人で、左記試験区分の <u>専門分野の学力・知識を有する人</u> 【満20歳から満40歳まで】 専門課程の卒業資格を廃止 【実務経験者枠】昭和61年4月2日から平成19年4月1日までに生まれ、大学・高専卒業程度の学力を有する人。令和8年3月31日までの7年間に、民間企業等での実務経験が通算5年以上あり、実務経験を証明できる人【満20歳から満40歳まで】 教養試験免除、専門課程の卒業資格を廃止 |
| | 「土木」区分は受付期間を拡充し別途募集をしています(受験資格、申込方法は本要綱と同様です。) | | |
| | 電気(資格) | 2名程度 | 【電気主任技術者枠】昭和61年4月2日から平成19年4月1日までに生まれ、大学・高専卒業程度の学力を有する人で、 <u>電気主任技術者(第1種、第2種又は第3種)の資格を有する人</u> 【満20歳から満40歳まで】 教養試験免除 |
| | 社会福祉 | 7名程度 | 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、 <u>すでに社会福祉士または精神保健福祉士の資格を取得している人又は当該資格を取得見込みの人</u> 【満22歳から満35歳まで】 資格取得見込みの方受験可 |
| 保健師 | 3名程度 | 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、すでに保健師の資格を取得している人又は当該資格を取得見込みの人【満22歳から満35歳まで】 | |

【次項へ続く】

| 試験の種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受 験 資 格 |
|--------|-------------|--------|---|
| 短大卒業程度 | 保育士 | 25名程度 | 平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、すでに保育士の資格を取得している人又は令和9年3月までに当該資格の取得見込みの人 【満20歳から満25歳までの方】 <u>前年度1次試験合格者で、2次試験又は3次試験不合格者(辞退したものを除く)は、翌年度1次試験を免除</u> |
| | 保育士(社会人特別枠) | | 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、すでに保育士の資格を有し、保育園(無認可のものを除く)、幼稚園(無認可のものを除く)又は児童養護施設の勤務経験が令和8年3月31日時点で通算3年以上あり、勤務経験を証明できる人【満26歳から満40歳までの方】 <u>専門試験免除、小論文実施、上限年齢引き上げ</u> <u>前年度1次試験合格者で、2次試験又は3次試験不合格者(辞退したものを除く)は、翌年度1次試験を免除</u> |

1 採用予定人員については、今後の行政改革の取組みや退職者数等により変動することがあります。

2 既に今年度受験をしている方について、同一年度中に同一の試験の種類の再度の受験はできません。

3 「管理栄養士」区分については、9月試験にて募集を予定しています。

4 【 】内の年齢は参考ですので、受験資格の有無については、必ず生年月日でご確認ください。

日本国籍を有しない人も受験できます。(就職が制限されている在留資格の人は除きます。)

住所制限はありません。採用後松本市へ通勤可能であれば結構です。

松本市役所ではエコ通勤に取り組んでいるため、採用後は原則としてマイカー以外での通勤となりますので、予めご承知おきください。

次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条欠格条項)

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 松本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験の方法

第1次試験

【全試験区分共通】

| 試験の種目 | 出 題 分 野 |
|--|--|
| 教養(職務能力)試験(BEST) 択一式 60題 試験時間 60分 | 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 |

建築、化学、電気、機械の「実務経験者枠」及び電気(資格枠)のみ、教養試験免除

基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。

「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識(社会常識や義務教育の中で学んだことなど)や、ニュース等で報道された内容が出題されます。

+

【専門試験等】

| 試験区分 | 試験の種目 | 出 題 分 野 |
|-------------|---|--|
| 行政 A・B・D | 専門試験 択一式:行政 40題 :その他 30題 試験時間 2時間 | 憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係 |
| 建築 | | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工 |

【次項へ続く】

| 試験区分 | 試験の種目 | 出題分野 |
|-----------------|---|---|
| 化学 | 専門試験 択一式：行政 40題 ：その他 30題 試験時間 2時間 | 数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学 |
| 電気 (資格枠含む) | | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学 |
| 機械 | | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作 |
| 社会福祉 | 専門試験 択一式 30題 試験時間 1時間30分 | 社会福祉概論（社会保障及び介護を含む。）、社会学概論、心理学概論 |
| 保健師 | | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論 |
| 行政C (小論文試験枠) | 小論文試験 記述式 800字以内 試験時間 1時間 | 課題に対するの論述試験 専門試験は免除 |
| 行政E (学芸員枠) | | |
| 行政F (図書館司書枠) | | |
| 保育士 | 専門試験 択一式 30題 試験時間 1時間30分 | 社会福祉、こども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 |
| 保育士 (社会人特別枠) | 小論文試験 記述式 800字以内 試験時間 1時間 | 課題に対するの論述試験 専門試験は免除 |

第2次試験および第3次試験

| | | | |
|-----------------------|-------|-------------------------------|---------------|
| 第2次試験 (第1次試験合格者対象) | 保育士以外 | 第2次面接試験 (個別面接) | 人柄、性向等についての面接 |
| | 保育士 | 実技審査・面接試験 | 保育実技、適性 |
| 第3次試験 (第2次試験合格者対象) | | 第3次面接試験(個別面接) 資格審査 | 人柄、性向等についての面接 |

3 試験日時、試験会場及び合格発表

第1次試験

| | |
|------|--|
| 日 時 | 6月28日(日) 受付 午前 9時20分～10時00分 |
| 試験会場 | 松本市勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26 専用の駐車場は確保しておりませんので公共交通機関等での来場にご協力ください。 |
| 合格発表 | 7月中旬予定 受験者全員に合否の結果をメールでお知らせするほか、合格者受験番号を市役所正面掲示板に掲示するとともに、発表日の午後に松本市公式ホームページに掲載 |

第2次試験（詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。）

| | | |
|------------|-------|------------------------|
| 日時・ 会場等 | 保育士以外 | 7月下旬～8月上旬のいずれか1日の予定です。 |
| | 保育士 | 7月下旬～8月上旬のいずれか1日の予定です。 |
| 合格発表 | | 8月中旬の予定です。 |

第3次試験（詳細は、第2次試験合格者に対し、別途お知らせします。）

| | |
|--------|-----------------|
| 日時・会場等 | 8月下旬～9月上旬の予定です。 |
| 合格発表 | 9月中旬の予定です。 |

第1次試験から第3次試験まで、いずれの試験も受験者の成績が一定の基準に達しない場合は、合格者なしとすることがあります。

4 受験手続等

受付期間 令和8年5月15日(金)から6月15日(月) 17:00まで
申込手続等

松本市ホームページのリンクからインターネット経由で、お申し込みください。

松本市ホームページ

令和8年度(2026年度)松本市職員採用資格試験要綱【6月試験】

(基本情報 > 職員人事・採用 > 採用情報でも検索できます)



なお、インターネットによる申し込みができない場合は、お早めに人事課人事担当へご相談ください(平日の午前8時30分から午後5時15分までの間)。また、申し込み期限を過ぎた場合は、事情を問わず(ただし、松本市側のシステム等の不具合を除く)申し込みは受け付けませんので、余裕を持ってお申し込みください。

申込方法

インターネット(スマートフォン、PC、タブレット端末)からお申し込みください。

申し込みは一時保存ができません。事前に証明写真データ(上半身、無帽・無マスク、正面)をご用意ください。

また、志望動機(300字以内)、やってみたい仕事(300字以内)、達成感を感じた経験(300字以内)など、回答に時間のかかる項目もございますので、お時間のある時にご準備の上、お申し込みください。

履歴書等の紙ベースでの書類の郵送や提出は不要です。

5 採 用

| 受験資格の状況 | 採用予定日 |
|---------------------------------|---|
| 令和9年3月までに受験資格(卒業・資格取得)を満たす見込みの方 | 令和9年4月1日 |
| 既に受験資格を満たす方 | 令和8年10月1日～令和9年4月1日のいずれか 申し込み時に入庁可能状況を入力してください。改めて聞き取りのうえ調整し、最終合格後に決定します。 |

最終合格者は、松本市職員採用候補者名簿に登載し、上記採用予定日以降、順次採用する予定です。

なお、卒業又は資格・試験等を必要とする試験区分で、卒業又は資格取得ができなかった場合、あるいは必要な経験を満たしていなかった場合は採用候補者名簿から抹消します。

採用候補者名簿の有効期間は、令和10年(2028年)3月31日までです。過去の例によると、名簿登載者は本人辞退の場合を除いて全員採用されています。

採用後、行政需要の変化等により、試験区分と異なる業務に従事していただく場合もあります。

6 給 与

初任給(月額)は下記のとおりですが、採用時までに改定等があった場合はそれによります。

ア 大学卒業程度(新規大学卒業者) 232,000円

イ 短大卒業程度(新規短大卒業者) 216,500円

前歴のある方は、規定により前歴調整を行います。

令和7年度より、民間企業等での前歴については8割換算から10割換算へ変更しています。

各種手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。(地域手当4%など)

7 試験区分による主な職務内容

| 試験区分 | 主な勤務予定部署 | 主な職務内容 | |
|--------|---------------------|------------------------------------|--|
| 大学卒業程度 | 行政 | 市役所全課 | 行政各分野における業務全般 |
| | 建築 | 都市計画課、建築指導課、公共施設マネジメント課等 | 市有施設の設計、施工監理、保守管理、許認可事務等、土木・都市整備関係の計画調査等 |
| | 化学 | 環境・地域エネルギー課、環境保全課、環境業務課、上水道課、下水道課等 | 生活環境、自然環境分野における計画立案・推進、環境測定・規制、施設管理業務等 |
| | 電気 | 公共施設マネジメント課、上水道課、下水道課等 | 市有施設の設備設計、施工監理、保守管理、計画策定等 |
| | 電気(資格) | アルプスリゾート整備本部、公共施設マネジメント課、上水道課等 | |
| | 機械 | 公共施設マネジメント課、上水道課、下水道課等 | |
| | 社会福祉 | 障がい福祉課、生活福祉課、高齢福祉課、こども福祉課等 | 福祉分野における相談支援業務等 |
| 保健師 | 健康づくり課、高齢福祉課、生活福祉課等 | 市民の健康増進、各種健診業務、保健所関連等 | |
| 短大卒業程度 | 保育士 | 保育課等 | 保育業務 |

主な勤務予定部署、主な職務内容は、現時点におけるものです。行政需要の変化等により、上記部署以外への配属や、試験区分に関係のない業務に従事していただくことがあります。

8 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

「公権力の行使」に該当しない職務と該当する職務の代表例は次のとおりです。

| 該当しない職務 (外国籍職員が担当できる職務) | 該当する職務 (外国籍職員が担当できない職務) |
|--|---|
| 庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、会計、社会・学校教育、市道の設計・工事監理、市営住宅の設計・工事監理等 | 税の賦課・滞納処分、生活保護、都市計画決定・立ち入り調査、違反建築物等に対する使用禁止命令 |

「公の意思の形成へ参画」する職は次のとおりです。

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

9 その他

次に該当するような方は是非積極的にご応募ください。

- ・地域づくり活動やスポーツ・文化・芸術サークル活動等において中心的・指導的立場で活躍した実績がある方
- ・外国語（特に中国語・英語・ポルトガル語）に堪能な方
- ・主任ケアマネジャー、認定心理士等の資格を有する方
- ・大学等において、林業を専攻されていた方
- ・学芸員、司書、健康運動指導士の資格を有する方

10 試験の問い合わせ

採用試験に関して不明な点は、松本市役所総務部人事課へお問い合わせください。

電話：直通(0263)34-3275 代表(0263)34-3000(内線1153)

人事課人事担当メールアドレス：jinji@city.matsumoto.lg.jp

職員採用資格試験は、松本市民の貴重な税金を使って実施します。

試験を申し込まれる方は、**必ず受験されるようお願いいたします。**

松本市に就労の意志のない方の受験、模擬試験代替りの受験は固くお断りします。